

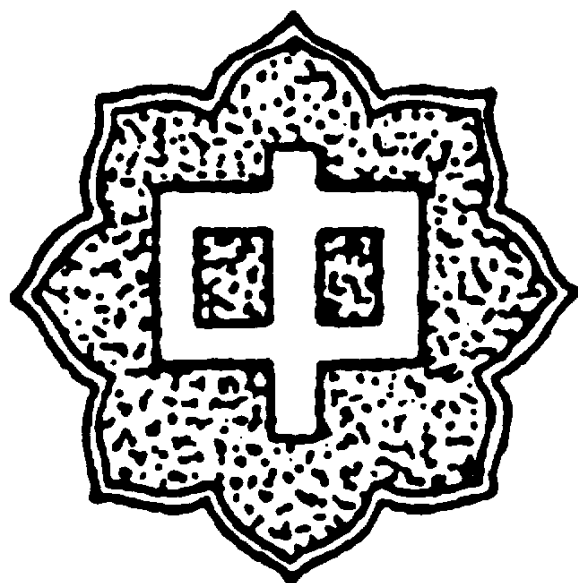
令和6年度
唐津市立鏡中学校
生徒心得

学校教育目標

ともに学び 心がふれあう学校

生徒指導スローガン

時を守り 場を清め 礼を正す



年 組 号 氏名：

令和6年度 唐津市立鏡中学校 生徒心得

みんなが楽しく学校生活を送るための「ルール」

唐津市立鏡中学校の生徒としての品位、態度を保ち、自覚と誇りをもち、良い校風樹立に努め、礼儀正しい信頼のおける、地域人に愛される生徒になるよう、以下の心得の実行に励みましょう。

学校生活5つの心得

1 人に対して暴力はしない。(人から暴力を受けることはありません。)

どのような理由があろうとも他人への暴力は許されません。暴力をふるうと社会では制裁を受けます。どんな小さな暴力でも見過ごしてしまえば必ず繰り返され、なくなることはありません。肩パン、階段で押すも暴力です。

<例>

- ・暴力をふるい、相手を傷つける
- ・高所から飛び降りさせたり、階段で押したりする
- ・脅かす
- ・嫌がることを無理やりさせる

2 いじめや人の心を傷つける「言葉の暴力・態度の暴力」はしない。(いじめられることはありません。)

身体的なこと、姓名などで「からかう、いじめる、言葉や態度で脅す」ことは、孤独感、恐怖感を与えたり、人の心を傷つけたりすることで、暴力と同じように許されません。

<例>

- ・人の心が折れてしまうようなひどい言葉を使って人をののしる
- ・根も葉もないことでうそをつく
- ・人種差別的、性差別的な言葉を使ったり、そのような行動をとったりする
- ・洋服や下着を脱がせたり、恥ずかしいことを言わせたりする
- ・壁や手紙、メール等に悪口を書いて回覧する。個人を侵害する動画や写真を流布させる
- ・仲間はずれやいじめ行為をする
- ・身体的特徴をあげつらってしつこくからかう

3 お金や物を盗ったり、自分の健康を損なったりすることをしない。(安心した学校生活を送ることができます。)

社会生活で通用するような「ルールを尊ぶ精神」を身に付け、みんなが信頼しあって、安心して生活できるような学校を築いていくためのものです。

<例>

- ・人の物を無断で借りない(使わない)
- ・催促されたのに、貸したものやお金を返さない
- ・盗む、恐喝
- ・外泊する(集団心理が働きます)
- ・お酒を飲む
- ・タバコを吸う
- ・薬物を使用する

4 学習の邪魔になることをしない。(誰にも邪魔されず学習ができます。)

落ち着いて学習することは、一人一人の大切な権利です。授業中、他人の学習の邪魔になる行為は認められません。

<例>

- ・授業を妨害し、注意に従わない
- ・授業を抜け出し校内をうろうろする
- ・授業遅刻をする
- ・許可なく入ってはいけないところに入る
- ・携帯電話やスマートフォンを使用する
- ・服装、身なりが乱れている

5 学校の施設や用具、人の持ち物を壊さない。(よい環境で学習ができます。)

学校の施設や道具は、みんなが大切に使わなければいけません。いつまでもみんなが使うものだからです。

<例>

- ・ドアや壁、スイッチを壊す(電気のスイッチを入れたり切ったりするのもしません)
- ・道具を勝手に持ち出す
- ・故意にひどく汚す
- ・ドアや壁を蹴る、叩く

もし「ルール」を守ることができない人がいたら

繰り返される場合は、対応のレベルが上がっていきます。ただし、以下の場合※は、直ちに家庭連絡、保護者面談、警察等への通報等の措置を取ることがあります。

- ※ 喫煙・飲酒等、法律を犯す行為があった場合
- ※ 暴言・威嚇・暴力行為・器物破損
- ※ 校舎敷地外への無断抜け出し

1 担任、担当の先生からの注意と指導

- L 1. 担任の先生や関係の先生から指導、注意を受けましょう。
- L 2. 家庭への電話連絡、お手紙などで事実を連絡します。
- L 3. 学級を離れて、その日の下校時刻まで別室で学習をします。
- L 4. 家庭と連絡をしたあと、帰宅します。

2 生徒指導担当や教頭先生、校長先生から直接指導を受けましょう。

- L 5. 生徒指導主事・教頭より家庭の人とともに、直接注意、指導を受けます。
- L 6. 学校長より家庭の人とともに、直接、指導を受けます。
- L 7. 別室登校による個別学習指導、個別生活指導を受けます。

3 外部機関との連携による対応になります。

- L 8. 主として、警察、児童相談所、少年鑑別所などの専門機関と連携をして必要な指導、対応を受けます。

学校生活について（朝から下校まで）

◇登校

- ・ 交通ルールを守り、安全に登校し元気に明るくあいさつをしよう。
- ・ 8：05までの校門通過を努力目標にしましょう。
- ・ 入室後はかばん類の整理整頓や宿題などの提出物を出し、立腰に備えよう。

◇朝の立腰 8：10

- ・ 立腰の放送がかかったら、腰骨を立てて座り、黙想しましょう。
- ・ 8：10（立腰の号令）のときに席についていない生徒は、遅刻となる。遅刻の数については、通知表に記載される。
- ・ 立腰に間に合わないときはその場で静止し、立ち立腰をする。

※授業が始まった後の遅刻について

- ・ 遅刻者は、まず職員室に行き、遅刻して登校したことを報告する。その後、出欠黒板横に設置している「登校連絡票」に必要事項を記入し、職員室の職員のサインをもらって教室に入室する。

◇朝の会 8：10～8：20

◇朝読書 8：20～8：30

- ・ 日直司会で朝の会を進める。
- ・ 朝の会・朝読書・帰りの会では教室の外に出ない。
- ・ 貴重品（大金）、携帯電話は持ち込まない。特別な理由で持ち込んだ場合は、朝必ず預ける。

※朝の時点で申し出のないもの、学校生活に不要な物は見つけ次第、没収する。

携帯電話 → 保護者に連絡して保護者に返却。

その他 → 没収、または学年末まで返さない。

- ・ 身なりが悪い生徒は、教室や玄関で指導がされます。素直に正しましょう。違反が続く場合は、保護者へ連絡し改善を求める。

◇授業準備・係活動 8：35～（係活動は8：30～）

- ・ 忘れ物の報告は、授業の始まる前にする。
- ・ 係活動を授業が始まるまでに終わらせる。
- ・ 体育の着替え等は、素早く行う。

◇授業中・休み時間 8：40～

- ・ 時計を見て、3分前着席を心がけ、必ず学習道具を準備しておく。
- ・ 総務の「立腰」の号令で、授業開始と終了の号令を徹底する。
- ・ 授業中は、真剣に学ぼう。
- ・ 黒板が汚れていたり、ゴミが落ちていたりした場合は、係や気づいた人で行い、いつもきれいな環境で授業に臨みましょう。黒板や机等に落書きをしない。
- ・ 原則的に授業は制服で受ける。
- ・ 他学年フロアー、他教室には行かない。入らない。

◇給食 12:30～13:00（短縮校時12:10～12:40）

- ・給食当番は速やかに給食着、マスクを着用し、給食準備にとりかかる。
- ・給食当番以外は、手を洗い、席に着いて静かに待つ。
- ・給食当番が着席して、必ず全員がそろってから合掌をする。
- ・食事のマナーを守る。感謝の気持ちをもっておいしくいただきます。
- ・パンは給食中に食べる（食べきれなかったパンは、衛生上の観点から持ち帰らず担任が回収する）。
- ・給食の準備中、給食中は、指示がない限り教室の外に出ない。

◇昼休み 13:00～13:45（短縮校時12:40～13:25）

- ・天気の良い日は外で元気に遊ぶ。室内では静かに過ごす。（特に雨の日は床が滑りやすく危険）
- ・係の生徒は、昼休みのうちに教科連絡、集配を行う。
- ・連絡放送が入った場合は、直ちに私語を止め、静かに放送を聴く。
- ・昼休みにボールの貸し出しを行う。ボールカゴの管理は、生活体育委員が当番制で貸し出しを行う。使ったら責任を持って返却する。
- ・雨天時は、読書、将棋、オセロ、囲碁、トランプ、ウノなどを許可する。ゲーム類は生活体育委員が当番制で貸し出しを行う。個人の物を持ち込まない。
- ・道具の貸出、返却のルールが守れないときは、貸出を中止する場合がある。
- ・上靴で中庭や外に出ない。（休み時間等も同じ）
- ・体育館および、テニスコートの使用は禁止。部活動の練習も不可とする。
- ・校舎敷地以外に出ない。（学用品を取りに帰るのも原則禁止）
- ・昼休みも同じく、他学年フロアー、他教室へは行かない。入らない。
- ・図書室は、本を読む場所なので、暴れたり、騒いだりしないようにする。
- ・予鈴の放送で教室に戻り、5校時目の授業の準備をする。

◇掃除（15分間）

- ・最後の授業終了後に、机に椅子を上げ、教室の前方に集める。
- ・素早く掃除区域に行き、協力して行う。
- ・時間いっぱい体を動かし、無言清掃で、丁寧に掃除をする。
- ・他の掃除区域に行かない。
- ・反省カードを使い、担当の先生と掃除の反省を行う。

◇帰りの会（15分間）

- ・清掃活動終了後、立腰の準備をする。
- ・立腰、帰りの放送を静かに聞く。係活動をしていても速やかに活動をやめて黙想をする。
- ・時間内に帰りの会が終了するように、協力する。
- ・生徒司会で、一日の反省（授業、給食、掃除、生活）と明日の見通しを立てる。
- ・帰りの会中に部活動の練習着に着替えない。終わってから急いで着替えましょう。
- ・帰りの会終了後、速やかに下校、部活動に行きましょう。用がないのにいつまでも教室に残らない。

◇部活動

- ・休まず参加し、技術・体力の向上を図るとともに、好ましい人間関係を作りましょう。
- ・欠席する場合は、責任をもって必ず顧問の先生に連絡をする。(保護者からでも可)
- ・「鏡中」という名前を背負っているという自覚と責任を持って一生懸命取り組もう。
- ・部活動の練習時間を守り、終了後15分以内に必ず下校する。

※毎月第3日曜日は県下一斉部活動休養日、毎週水曜日は、全校一斉部活動停止日とする。

◇登下校

- ・交通マナーを守り、事故のないようにする。
- ・自転車乗車中は必ずヘルメットを着用する。学校の敷地内では、自転車を降りて押す。
- ・寄り道をせず、まっすぐ登下校する。地域の人に積極的にあいさつをしよう。
- ・登下校中は、小学生も通学・下校をしています。低学年の児童は身体も小さく、注意力も低いいため、くれぐれも配慮すること。
- ・不審者による悪質な行為を受けた場合、受けそうになった場合は、速やかに学校・警察に通報・連絡する。

◇集会

- ・式典行事や集会は、厳粛に行う。きちんとした服装、態度で臨む。
- ・服装等の手直しが必要な時は、正してから参加する。
- ・各クラス、教室前の廊下から並んで入場する。総務委員を先頭に「無言」で入場する。
- ・体育館のフロアーに入る前に上靴を脱ぐ。先に体育館に入ったクラスは、無言で待つ。
- ・立腰を行う。前の人がお辞儀をしたら、合わせてお辞儀をする。

◇学校行事・学年行事・生徒会活動

- ・生徒会活動では、クラスを代表しているという気持ちを持ち、翌日の朝の会や帰りの会でクラスに伝達する。
- ・丁寧に準備をして、行事等の運営にあたる。人前で話をする生徒は、原稿等を読まずに話をする。
- ・担当の先生と打ち合わせを行い、学校づくりに積極的に参画する。

◇保健室

- ・体調が悪くなった時は、担任または、授業担当の先生に「保健室来室カード」を書いてもらってから保健室に行く。
- ・保健室で休めるのは原則1時間とする。2時間以上休まなければならない場合は、通院するか、自宅で静養する。
- ・保健室で休んだ人は、その日の部活動や課外活動(社会体育や塾など)も休む。
→学校生活(授業)が部活動や課外活動よりも最優先です。

服装・頭髪について

服装、頭髪の規定（校則）については、生徒の人権を尊重するものでなければならず、かつ、生徒の主体的な行動を促すものであることが必要です。その上で、社会通念に照らして合理的な範囲のものとなるよう、生徒、職員、保護者等を交えて見直しを行いました。

鏡中学校では、校則を通して、生徒に以下のような心を育てていきたいと考えています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①安心して集団生活の場で、活動に取り組むことができる②社会規範を遵守する態度、行動を育む③社会通念（社会生活におけるマナー、ルール）を知る・学ぶ |
|--|

学校は、自分の言動には自分で責任をもって取り組んだり、他者とより良い人間関係を築いたりすることができる、自立した次世代の大人を育てる場であることから、校則を定め、教育活動に取り組んでいます。生徒のより主体的な行動が培われ、真の教育的な意義をもつ校則となっていくように願います。

◇鏡中学校の校則におけるコンセプト

高校入試、面接を見据え、TPO にふさわしい行動を自ら考え、実行できる鏡中生の育成

1 服装について

<旧制服>

- ・学生服は上下、標準服とし、セーラー服は本校指定のものとする。
- ・詰襟のホックは、式典等で場に応じてつめる。
- ・カッターシャツの裾は、ズボンの中に入れる。
- ・セーラー服は、リボンを必ず着用する。
- ・中着（冬服）の色は特に指定しない。ただし、裾や袖からはみ出さないように着る。

<新制服>

- ・ブレザー服は本校指定のものとする。
- ・カッターシャツの裾はズボンやスカートの中に入れる。
- ・寒冷時、ブレザーの下に本校指定のベスト、市販のセーター（黒・紺等の派手でないもの）をブレザーの下に着用することを認める。
- ・式典等では、ブレザーのボタンは留める

<共通>

- ・中着（夏服）は、白、黒、灰色、または、単色で淡色のものを着る。
- ・中着にパーカー（フード付き）を着用することは禁止とする。
- ・靴下は、白、黒、紺、灰色の無地のものを着用する（ワンポイント、メーカーロゴ可）。
- ・式典等では、くるぶしが隠れる長さの靴下を着用する。
- ・通学靴は、運動に適した靴を着用する。
- ・令和4．5年度入学の生徒も、新制服の着用を認める。また、令和6年度から令和10年度入学の生徒も、旧制服の着用を認める。

2 頭髪について

- ・学習や運動に支障のない、清潔な髪形を心がける。例えば、肩にかかるようであればゴムで結ぶ。前髪が目にかからないようにする。など
- ・故意による頭髪や眉の加工（脱色、染色、パーマ、剃り込み等）は禁止とする。
- ・指輪、数珠、ミサンガ、ピアス等の装飾品は身につけない。
- ・カラーコンタクト、アイプチ、化粧をしない。
- ・つめをのばさない。マニキュアをしない。

3 防寒着について

- ・以下の防寒着等の着用を認める。防寒着の着用は原則、登下校のみとする。
- ①防寒用上着（色は黒、紺等で、派手でないものが望ましい）。
 - ②部活動で使用する防寒着。顧問許可に限ったもの。
 - ③マフラー・手袋・ネックウォーマーの着用を認める。
 - ・タイツ・ストッキングはベージュ・黒とする。
 - ④寒冷時、セーラー服の上からカーディガンを校内で着用すること認める。（色は黒・紺・グレーで無地のものとし、体に合った大きさとする）

4 携行品等について

- ・指定の通学バッグで登校する。バッグには識別に必要なもののみキーホルダー等をつけてもよい。
 - ・学習に必要でない物は持ち込まない（お菓子、漫画類、ゲーム機、携帯、その他）。
 - ・携帯電話、スマートフォンの持ち込みは原則として禁止とする。持ち込む場合は、許可申請制度によりこれを許可する。
 - ・名札は、1年（黄色）、2年（緑色）、3年（白色）の学年色に分け、取り外し可のクリップ式のプラスチック製。
 - ・スリッパの色は、1年（黄色）、2年（緑色）、3年（青色）。
- ※服装違反等がある場合は、指導後、手直しをして教室に入室させる。
- ※手直しが難しい時は、家庭連絡をして一度帰宅させ、きちんとした身なりにして、再登校する。それも難しい場合は、期間を決めて、期間内に直すようにする。

心得（校則）の見直しについて

- ・心得（校則）の見直しについては、以下の手順のとおりとする。
- ①各学級等で、見直してほしいことを議論する。また、意見箱や生徒会（本部、生活体育委員会等）を通じて生徒の意見として聴取する。
 - ②生徒代表は、生徒指導担当の職員と変更・見直しの妥当性について協議する。
 - ③変更や見直しが必要な場合は、職員会議等で協議し、共通理解を図る。変更や見直しにあたっては、生徒のみならず保護者の共通理解を図るために、育友会役員、学校評議員等からも意見を聴取する。
 - ④最終的な決定については、学校長の権限により行う。なお、決定した内容については、学校ホー

ムページ等で公開し、必要に応じて説明をする。

その他

- ・欠席・遅刻・早退・忌引の場合は、必ず保護者に連絡してもらう。
- ・学校へ登校してからは校舎敷地外に出ることはできない（特別な場合を除く）。
- ・携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みは原則禁止です。保護者からの事前の申し出により、どうしても必要と判断された場合のみ、持ち込みを認める場合がある（校長、教頭、生徒指導担当、担任で協議のうえ判断する）。特殊な事情で持ち込みを認めた場合、登校時に職員室に預け、下校時に受け取る。
- ・アルバイトは原則として禁止とする。